

ふくろい産業イノベーションセンター等活用促進助成金交付要綱

令和3年11月30日 制定

(趣旨)

第1条 袋井市内の中小企業における技術課題等の解決及び研究開発等への積極的なチャレンジを促し、新たな事業展開やイノベーションの喚起につなげていくことができるよう、静岡理工科大学等の学術機関及び産業支援機関並びに民間企業等が持つ機器の利用をはじめ、相談・指導及び支援を受ける市内中小企業に対し、ふくろい産業イノベーションセンター（以下「センター」という。）の各年度における予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関して、この要綱に定める。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は中小企業者が組織する団体をいう。

2 この要綱において「事業所」とは、本社機能（調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門及び国際事業部門並びにその他管理業務部門のいずれかの機能を持っているもの。）又は研究所（研究において重要な役割を担うもの。）のいずれかをいう。

(助成の対象)

第3条 中小企業で袋井市内に立地する事業所のうち、静岡理工科大学（以下「大学」という。）産学官コラボネットに登録した者とする。ただし、別表ア及びイに掲げる項目については、大学先端機器分析センター利用者協議会登録会員である者を助成対象の追加要件とする。

2 助成対象経費、助成回数、助成率及び助成限度額は別表に定めるところによる。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、他団体等から本助成金と目的が同様と認められる助成等を受けている場合は、本助成金の対象としない。

4 助成対象経費に係る消費税及び地方消費税は、本助成金の対象外とする。

(交付の申請)

第4条 申請者は、第3条第2項で定める助成対象経費となる事業（以下「事業」という。）を行った日の属する年度の2月末日までに、次に掲げる書類をふくろい産業イノベーションセンター長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。

- (1) センター等活用促進助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 第3条第2項で定める助成対象経費の支払いを証する領収書の写し又は

これに代わる領収証明書の写し

- (3) 第3条第2項で定める助成対象経費の事業の結果が分かる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センター長が必要と認めるもの

(助成の決定等)

第5条 センター長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、センター等活用促進助成金交付決定通知書(様式第2号)を、不適当と認めるときは、センター等活用促進助成金交付却下通知書(様式第3号)に理由を付して通知する。

- 2 申請者は、助成に係る領収書等関係書類を整理し、これらの書類について、助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(請求手続)

第6条 前条に規定する交付決定通知書を受けた申請者は、交付決定日から起算して10日以内にセンター等活用促進助成金請求書(様式第4号)をセンター長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 センター長は、センター等活用促進助成金請求書(様式第4号)に基づいて助成金を申請者に交付するものとする。ただし、当該助成金の交付時期は、当該年度の10月及び3月の年2回とする。

- 2 助成金の送金は、センターの経理業務を委任している大学事務局において行う。

(助成金の返還)

第8条 センター長は、申請者が偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、その者から、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める

附 則

この要綱は、令和3年11月30日から施行する。

別表（第3条関係）

	助成対象経費	助成回数※1	助成率
ア	静岡理工科大学 先端機器分析センター機器利用料	各年度 ア・イ・ウ 合計で 5回まで	1回につき 費用の 1/2以内 助成 上限額 15,000円
イ	静岡理工科大学 先端機器分析センター機器操作依頼料		
ウ	学術機関及び産業支援機関※2等機器利用料		
エ	学術機関及び産業支援機関並びに民間コンサルティング会社※2から受けた指導、相談及び支援に係る費用	各年度 エ・オ 合計で 3回まで	
オ	「稼ぐチカラ」向上につながる取組で特にセンター長が認めたもの		

（※1）上記ア・イ・ウ（5回）とエ・オ（3回）は併用可とする

（※2）本助成の対象とする学術機関及び産業支援機関並びに民間コンサルティング会社は、センター長が別に定める。